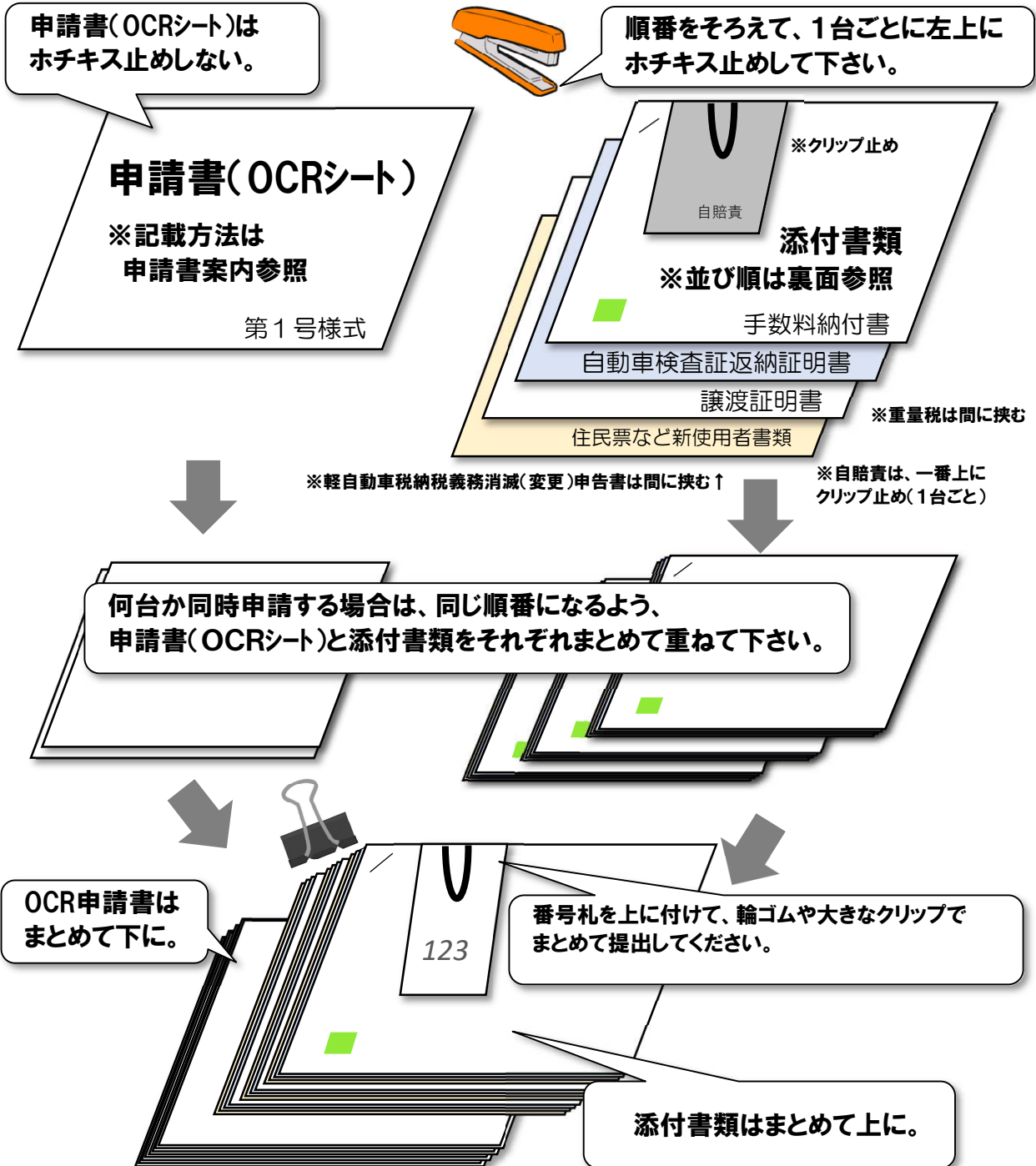


処理時間短縮にご協力をお願いします。 OCRシートと添付書類を分けて提出。



申請書の記入は丁寧に！ 処理時間の短縮にご協力をお願いします。

裏面に続く

愛知運輸支局登録担当

添付書類の並び順（小型二輪－新規登録）

⑦番窓口にて提出→⑧番窓口で受取

・添付書類は以下の順番で並べて下さい。

・1台ごとの添付書類をホチキスで止めて下さい。ホチキスをする箇所は左上になります。

※申請書（OCRシート）はホチキス止めしないで下さい。

※自動車損害賠償責任保険証明書はクリップ止めして下さい。（1台ごとに）

※重量税、軽自動車税納税義務消滅（変更）申告書は添付書類の間に挟んで下さい。（1台ごとに）

※関係のない書類は、事前に外して下さい。

型式指定／輸入車の新車新規 ※申請案内は小型二輪7-3	
1	手数料納付書
2	【型式車】完成検査終了証 【輸入車】輸入の事実を証明する書面 （通関証明書等）
3	譲渡証明書
4	新所有者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
5	新使用者住民票等
6	新使用者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
	新使用者の使用の本拠を証明する書類 （使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合）

持ち込み検査による中古車新規 ※申請案内は小型二輪7-3	
1	手数料納付書
2	自動車検査証返納証明書
3	譲渡証明書
4	新所有者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
5	新使用者住民票等
6	新使用者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
	新使用者の使用の本拠を証明する書類 （使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合）

※検査票も提出

自動車予備検査証による中古車新規 ※申請案内は小型二輪7-3	
1	手数料納付書
2	自動車予備検査証
3	自動車検査証返納証明書
4	譲渡証明書
5	新所有者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
6	新使用者住民票等
7	新使用者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
	新使用者の使用の本拠を証明する書類 （使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合）

保安基準適合証による中古車新規 ※申請案内は小型二輪7-3	
1	保安基準適合証
2	手数料納付書
3	自動車検査証返納証明書
4	譲渡証明書
5	新所有者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
6	新使用者住民票等
7	新使用者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
	新使用者の使用の本拠を証明する書類 （使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合）